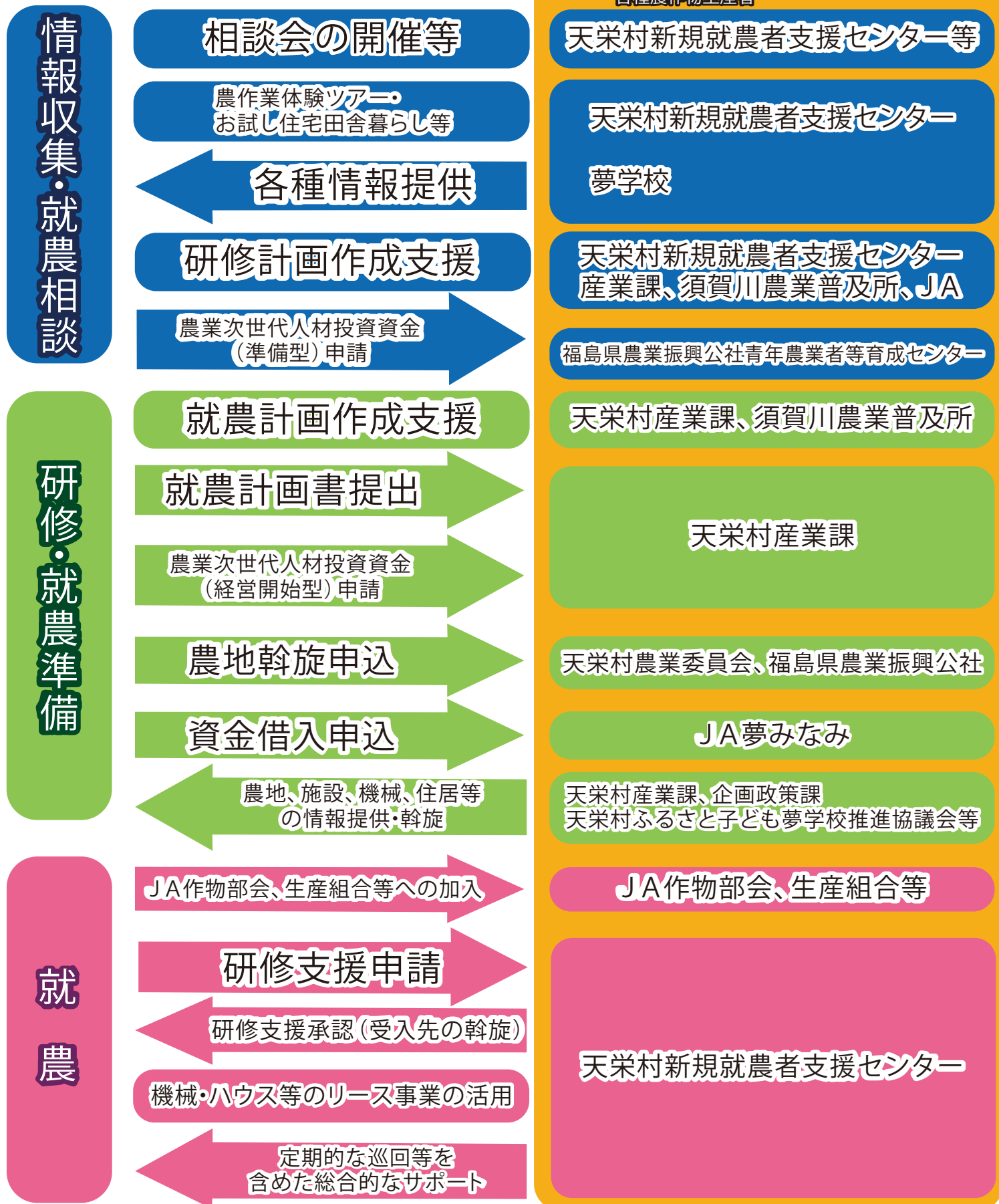


1. 農業・農地



就農までのフローチャート



新規就農者支援センターリース事業

農業従事者の高齢化及び後継者不足などによる農業の衰退や地域の荒廃化が進むなかで、新たな農業の担い手を確保し、新規就農者の定着促進を図るため、天栄村長より認定された新規就農者との間でリース契約を締結することを前提に、当該新規就農者の経営開始に必要な施設、機械等を導入しようとする場合に、その費用の一部を補助します。

対象者および導入条件

- 1 青年等就農計画認定申請書を作成し、天栄村長より認定された新規就農者であること。
- 2 対象となるリース物件とは、ビニールハウス、トラクター、管理機、防除機、かん水装置等で、農業経営以外への利用について汎用性が高いものでないこと。また、中古農業機械の場合は、残存法定耐用年数が2年以上であること。
- 3 機械導入に際して、所有権はセンターとなること。
- 4 対象者は、対象者負担にて動産保険（盗難保険を含む）等へ加入し、その証書（写）をセンター長へ提出すること。また、リース物件に係るメンテナンス費用および修理費用等については対象者の負担とすること。

費用負担およびリース料

費用については、予算の範囲内にてリース物件取得に係る費用の税抜価格の4分の3以内（上限150万円）をセンター長が負担し、残額は対象者が前払いリース料としてセンター長へ納めていただきます。

リース物件の導入

センターは、承認した計画内容に基づき、見積もり合わせまたは指名競争入札によりリース物件を導入します。

実施計画の承認申請

対象者は、天栄村新規就農者支援センターリース事業実施計画承認申請書をセンター長に提出し承認を受けて下さい。

営農活動の中止またはリース物件の廃止等

- 1 対象者は、契約期間中に営農活動の中止またはリース物件の廃止をする場合には、あらかじめセンター長と協議が必要です。
- 2 対象者は、契約期間中に中止または廃止した場合には、原則として、リース物件の残存価格に導入費用に対する補助額の比率を乗じた額を、当該年度中に、センター長へ返還していただきます。

お問い合わせ先：天栄村新規就農者支援センター
天栄村下松本字原畑61 天栄村山村開発センター
TEL：0248-94-2232 FAX：0248-82-2105



農業次世代人材投資事業補助金

青年就農者の確保を目的として、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、農業人材強化総合支援事業実施要綱に基づき給付金を交付します。

準備型

就農に向けて研修を受ける方

農業技術や経営ノウハウの習得など、就農前の研修に専念できるようにサポートします

対象 就農予定時の年齢が原則45歳未満

期間 2年間（最長）

給付金 150万円/年

※研修終了後1年以内に就農しなければ全額返還していただきます



経営開始型

農業を始める方と始めて間もない方

農業を始めてから経営が安定するまでの間をサポートします

対象 独立・自営就農者の年齢が原則45歳未満

期間 5年間（最長）

給付金 150万円/年

※前年の所得が250万円（給付金は除く）を超えたら給付停止となります



お問い合わせ先：産業課 農林振興係

TEL：0248-82-2117

FAX：0248-82-2718

鳥獣被害防止電気柵補助金

年々、イノシシによる被害区域は拡大しています。村では、広域的に被害を防止するため、個人申請のほか、複数の生産者や集団等、地域ぐるみでの電気柵設置を推進しています。購入費用の一部を補助いたしますので、被害減少にご活用ください。

対象者

個人、集団（複数の生産者、生産組合、中山間組織、多面的組織、その他団体）
※新たに電気柵利用組合等を組織し取組むことも可能です。
※設置後の管理、修理等については各自で対応願います。

補助率

個人申請：（受益面積 1ha 未満） 購入費用の 1 / 2 以内上限 30,000円
（受益面積 1ha 以上） 購入費用の 1 / 2 以内
集団申請：（2戸以上且つ 1ha 以上） 購入費用の 1 / 2 以内



※A,B,C 各自設置した場合、本体は 3 台必要となりますが、まとめて設置した場合、本体は 1 台で済みますので費用をかけ過ぎず設置することができます。

実施までのスケジュール

- (1) 隣接した農地を持っている複数農家で合意形成。
- (2) 電気柵取扱店へ見積もり依頼。
- (3) 電気柵取扱店へ見積もり依頼。
- (4) 申請書、見積書、位置図等を産業課に提出。

お問い合わせ先：産業課 農林振興係

TEL：0248-82-2117

FAX：0248-82-2718

農地斡旋関係

農地中間管理事業とは

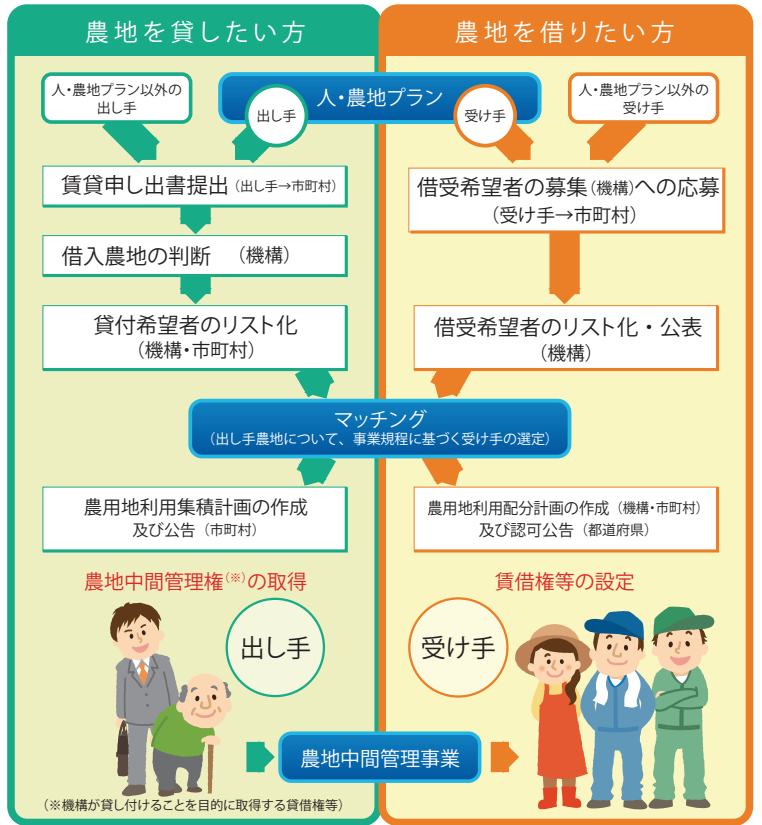
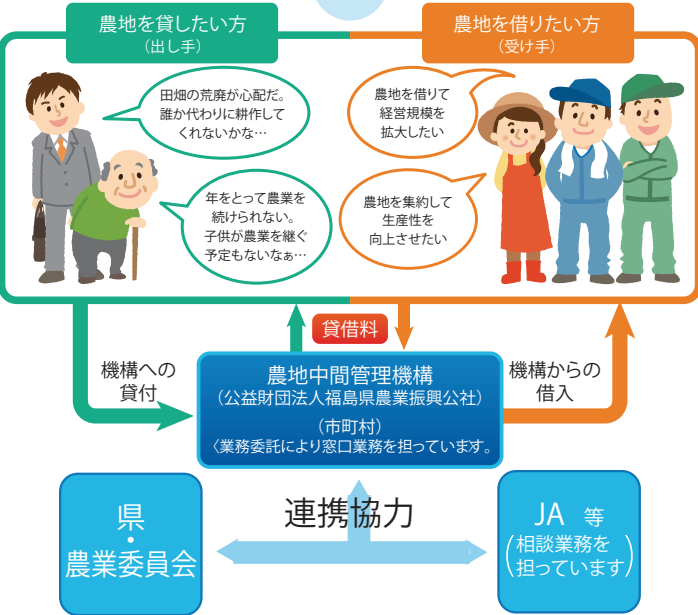
県知事が指定した農地中間管理機構（公益財団法人福島県農業振興公社）が、地域内の分散した農用地等を借り受け、担い手がまとまりのある形で利用できるよう配慮して、長期間貸し付ける事業です

対象となる農用地等

- 農業振興地域内の農用地等
- 借受希望者の状況等から、貸付が確実にされる見込みがある農用地等
- 再生不能と判断されている遊休農地等、著しく利用困難な農用地等でないこと

農地中間管理事業のしくみ

農地中間管理事業の流れ



出し手のメリット

- 貸付期間満了後、農地は確実に戻ります。
- 贈与税・相続税・不動産取得税の納税猶予の特定貸付に該当します。
- 農業者年金の加算付年金を受給(継続)できます。
- 一定の要件を満たせば、固定資産税の軽減措置が受けられます。

受け手のメリット

- 長期の借入により、安定した営農が可能となります。
- 農地の集約化により、経営が効率化します。
- 多くの出し手から借り入れていても、賃借料の精算は機構にまとめて振り込めば、あとは機構にお任せできます。

機構利用のポイント

- 農地のマッチングについては、農地中間管理事業実施規程の貸付先決定ルールに基づき行われるため所有者が希望する受け手にマッチングされない場合もあります。ただし、人・農地プラン作成の際の話し合いの中で地域の合意があれば、その貸付先が優先されます。
- 貸借の期間は原則10年以上としておりますが、農業情勢や当事者個々の事情により10年以上の契約が困難な場合は、5年以上での契約も可能です。

(※) 協力金は、予算状況により上記単価よりも減額となる場合があります。

農業をやめたい、又は経営部門を縮小したい方 (機構に全ての農地(自作地又は所有地)を貸したい方)

協力金を交付
【経営転換協力金(※)】
0.5ha以下: 30万円/戸
0.5ha超 2ha以下: 50万円/戸
2ha超: 70万円/戸

固定資産税を軽減
以下の期間、農地の固定資産税が1/2になります。
10年以上 貸し付け: 3年間
15年以上 貸し付け: 5年間

自作地として10a未満を残すことが可能です。

借受希望者が利用する農地の隣の農地や機構が借り受けた農地の隣の農地を貸したい方 **協力金を交付**
【耕作者集積協力金(※)】 1万円/10a (平成28・29年度の特別単価)

賃借料を確実に受け取りたい方
農地の賃借料の精算を機構が行います。

借受者との個別の交渉も不要です。

地域に対して **協力金を交付**

【地域集積協力金(※)】
「人・農地プラン」エリア内の一定区域の「地域」の農地面積のうち機構への貸付割合に応じた単価

2割超5割以下: 1.5万円/10a
5割超8割以下: 2.1万円/10a
8割超: 2.7万円/10a
(平成28・29年度の特別単価)

簡易な基盤整備
【農地耕作条件改善事業】

①対象
農地中間管理事業の重点実施区域 暗渠排水、

②補助対象
区画拡大、土壌改良など

農地を借りたい方
賃借料の精算の手間を省きたい方
農地の賃借料の精算を機構が行います。

※その他農地を借りる担い手を支援する補助事業がありますので、詳しくはお問い合わせください。

たくさんの農地所有者との賃借料精算が大変だったけれど、機構にまかせて楽になった

このほか農地中間管理事業の活用とは別に…
集落営農組織に対して補助金を交付
組織化: 20万円
組織の法人化: 40万円

お問い合わせ先: 産業課 農地係 (農業委員会事務局)

TEL: 0248-82-2102

FAX: 0248-82-2718

農地災害復旧事業

地震及び台風に置いて、農地等に被害が発生した場合に、村では、個人で復旧を予定している方について、天栄村農地災害復旧事業費補助金を助成します。

対象者

復旧事業の対象者は、村内に農地等を所有し、農業を営んでいる農業者。

事業要件

復旧事業の要件は、1箇所当たり13万円以上40万円未満の工事費
※40万円以上の工事箇所については、ご相談ください。

補助率

補助率は工事費の50%

申請手続

- 1 復旧事業の補助を受けようとする者は、天栄村農地等災害復旧事業補助金交付申請書により必要書類を添付し、村長に申請して下さい。
- 2 申請に必要な申請書類は工事内訳見積書の写し、工事を行う位置図、図面及び施行箇所工事着手前の写真その他村長が必要と認める書類

お問い合わせ先：建設課 事業係

TEL：0248-82-2113

FAX：0248-82-2477

農業関連補助事業

	事業名	内容	対象者
1	農業経営者育成資金 利子助成事業補助金	農業経営者育成資金（貸付限度額500万円、貸付期間10年均等償還）に対する利子補給	農業経営者育成資金の借入者
2	緊急病害虫防除 対策事業補助金	キュウリの病害虫（ホモブシス、ネコブセンチュウ）の防除対策に要する資材の補助	生産組合
3	産地生産力強化総合 支援事業補助金	ブランド農産物の生産体制の整備に必要な機械、資材の導入経費の補助（1/2以内、上限25万円）	生産組合
4	農業用パイプハウス 設置事業補助金	新設又は農業用パイプハウス類の資材および設置工事の経費（1/2以内、上限額20万円）、ハウスの規模要件はなし。	農業者（60歳以上）、女性の農業者（20歳以上）、専業農家の方で、道の駅へ3年間出荷する方。個人（同一世帯内で1人のみ）に1基を限度
5	新規農産物栽培実証 事業補助金	あくなしわらび、ミニトマトぷよ姫の苗木購入補助（苗木購入経費の1/2以内）	農業者
6	水田利活用推進助成金	生産調整に係る飼料用助成（5,000円以内/10a）	農業者
7	農業経営基盤強化資金 利子助成事業補助金	農業経営基盤強化資金の借入者に対する利子助成	農業経営基盤強化資金の借入者
8	青年就農給付金事業 補助金	青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農前の研修期間（2年以内）及び経営が不安定な就農直後（5年以内）の所得を確保する給付金 準備型（2年以内）1,500千円/年 経営開始型（5年以内）1,500千円/年	準備型および経営開始型 それぞれに各種要件あり
9	経営体育成支援事業	地域の中心となる経営体等が、融資を受け農業用機械等を導入する際、融資残について補助金を交付（補助率3/10以内）	人・農地プランの中心経営体等 として位置づけられた農業者
10	スーパーL資金の金利 負担軽減措置	スーパーL資金（借入限度額 個人3億、法人10億、償還期限25年以内（うち据置期間10年以内））について貸付当初5年間の金利負担を軽減する。	人・農地プランの中心経営体等 として位置づけられた認定農業者

お問い合わせ先：産業課 農林振興係

TEL：0248-82-2117

FAX：0248-82-2718